

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは  
悩まず早めに相談を！

### 見守り 新鮮情報

#### \* 天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意を！

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。

本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。  
(当事者：70歳代 女性)

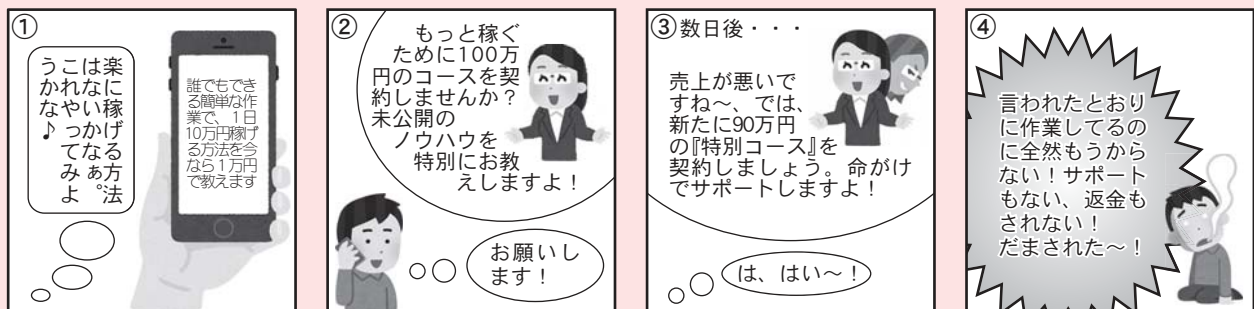
#### 【ひとこと助言】

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。

注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。困ったときは、一人で悩まずお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

\* 以上、国民生活センター「見守り新鮮情報 第324号」より引用・抜粋

## ネットの情報商材トラブル急増中！怪しいネットの『もうけ話』にはご用心



\* 怪しいネット広告やセールストークにはご注意を。簡単に儲かるうまい話はありません！

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】3月1日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎1888※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379